

件名	愛媛県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例
所管課	農地整備課
根拠法令等	土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）
<p>【改正の概要】</p> <p>近年の農業及び農村をめぐる情勢の変化に対応するとともに、土地改良区の業務運営の適正化を図るため、土地改良区の組合員資格の拡大、総代会の設置及び土地改良区連合の設立に係る要件の緩和等の措置を講ずる必要があること等から、土地改良法等の一部を改正する法律が平成 30 年 6 月 8 日に公布、平成 31 年 4 月 1 日から施行されることになった。</p> <p>土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号・以下「法」という。）の主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地改良区は、賃借地の所有者又は耕作者で事業参加資格がないものを准組合員とすることができる。（第 15 条の 2 から第 15 条の 4 まで） ・総代会の設置要件を組合員数 200 人超から 100 人超とするとともに、総代の定数を 30 人以上とする。（第 23 条） <p>上記法の改正で、施設管理准組合員に対し、当該土地改良施設の管理への協力を求めることができる規定が新たに新設されたことにより、特別徴収金を定めた同法第 36 条の 2 が第 36 条の 3 に条項ずれをおこしたことによるもの。</p> <p>【改正箇所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 愛媛県営土地改良事業分担金等徴収条例第 4 条 土地改良法第 36 条の 2 を同法 36 条の 3 に改正する。 	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p>	